

写

保医発第 0828001 号
平成 14 年 8 月 28 日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県民生主管部（局）

老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある者について

標記については、本年 3 月 11 日付で、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 14 年厚生労働省告示第 88 号。以下「医薬品等告示」という。）が公布され、平成 14 年 4 月 1 日より適用されているところであるが、今般、医薬品等告示第 4 号ルに規定する「口から又までに掲げる状態に準ずる状態にある患者」について、別添 1 のとおり、その具体例の明確化を図ったところであり、また、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 14 年 3 月 18 日保医発第 0318001 号）第 3 の 11(6) の表を別添 2 のとおり全部改正するので、その取扱いに遺憾のないよう、関係者に対し、周知徹底を図られたい。

(別添1)

以下の表の左欄に掲げる状態にあって、中欄の診療報酬点数に係る療養のいずれかについて、右欄に定める期間等において実施している患者

状態	診療報酬点数	実施の期間等
1 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態	薬剤料（麻薬に限る。） 神経ブロック	左欄の状態にある期間
2 呼吸管理を実施している状態	救命のための気管内挿管 気管切開術 酸素吸入	
3 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	喀痰吸引	当該月において1日あたり8回（夜間を含め約3時間に1回程度）以上実施している日が20日を超えること
4 肺炎等に対する治療を実施している状態	薬剤料（抗生素に限る。）	左欄の状態にある期間
5 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者	薬剤料（強心剤等に限る。）	

(別添2)

状態等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等 (注1参照)	_____	左欄の状態にある期間
4 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る。）を投与している状態（注2参照）	動脈注射 抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入 点滴注射 中心静脈注射 骨髓内注射	左欄治療により、集中的な入院加療を要する期間
5 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態	放射線治療（エックス線表在治療又は血液照射を除く。）	
6 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態（注3参照）	ドレーン法（ドレナージ） 胸腔穿刺 腹腔穿刺	当該月において2週以上実施していること
7 人工呼吸器を使用している状態	間歇的陽圧吸入法 人工呼吸	当該月において1週間以上使用していること
8 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態	人工腎臓 血漿交換療法	各週2日以上実施していること（注4参照） 当該月において2日以上実施していること
9 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態 (当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。)	脊椎麻酔 開放点滴式全身麻酔 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	_____

10 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態	薬剤料（麻薬に限る。）（注5参照） 神経ブロック（注6参照）	左欄の状態にある期間
11 呼吸管理を実施している状態	救命のための気管内挿管（注7参照） 気管切開術（注8参照） 酸素吸入（注9参照）	
12 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 (注10参照)	喀痰吸引	当該月において1日あたり8回（夜間を含め約3時間に1回程度）以上実施している日が20日を超えること
13 肺炎等に対する治療を実施している状態	薬剤料（抗生素に限る。）（注11参照）	左欄の状態にある期間
14 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者（注12参照）	薬剤料（強心剤等に限る。）	

注1 3の左欄に掲げる状態等にある患者は具体的には以下のような状態等にあるものをいうものであること。

- a 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者及び重度の意識障害者
- b 以下の疾患に罹患している患者
筋ジストロフィー、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上でかつ生活機能症度Ⅱ度又はⅢ度のものに限る。）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病及び亜急性硬化性全脳炎
- c 重度の肢体不自由者については、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日老健第102-2号）においてランクB（以下「ランクB」という。）以上に該当するものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨を診療報酬明細書に記載すること。

- 2 4の「重篤な副作用を有するもの」とは、肝障害、間質性肺炎、骨髓抑制、心筋障害等の生命予後に影響を与える臓器障害を有する腫瘍用薬であること。
- 3 6に係る胸腔穿刺又は腹腔穿刺を算定した場合は、当該胸腔穿刺又は腹腔穿刺に関し洗浄を行った旨を診療報酬明細書に記載すること。

- 4 8 の「人工腎臓を実施している状態」にある患者については、ランクB以上に該当するものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 5 10 の中欄に規定する「麻薬」については、使用薬剤を診療報酬明細書に記載すること。
- 6 10 の中欄に規定する「神経ブロック」とは、医科診療報酬点数表第2章第11部第2節区分L100 神経ブロック（局所麻酔剤使用）、区分L101 神経ブロック（神経破壊剤使用）又は区分L105 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入であること。
- 7 11 の中欄に規定する「救命のための気管内挿管」を実施している患者については、気管内挿管を実施している旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 8 11 の中欄に規定する「気管切開術」を実施している患者については、ランクB以上に該当するものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨及び気管切開術を実施している旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 9 11 の中欄に規定する「酸素吸入」を実施している患者については、ランクB以上に該当し、かつ、酸素吸入を実施しない場合には経皮的動脈血酸素飽和度が90%以下となるものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨及び酸素吸入を実施しない場合の経皮的動脈血酸素飽和度の値及び酸素吸入を実施している旨を診療報酬明細書に記載すること。
- 10 12 の左欄に規定する「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」については、ランクB以上に該当するものが対象となるものであり、ランクB以上に該当する旨及び喀痰吸引の内容（喀痰吸引の頻度、喀痰吸引に伴う排痰処置等）について、診療報酬明細書に記載すること。また、頻回の喀痰吸引を長期間必要とする理由（気管切開等の呼吸管理を行っておらず、かつ、長期間喀痰吸引を実施している場合は、特にその理由を診療録に記載する。）及びその内容（喀痰吸引の頻度、喀痰吸引に伴う排出痰処置等）を診療録に記載すること。
- 11 13 の中欄に規定する抗生素（病原生物に対する医薬品をいう。）は、主として全身性の感染症に対する治療のために投与される注射薬に限るものとし、使用薬剤並びに当該治療に係る細菌培養同定検査等及び薬剤感受性検査の結果を診療報酬明細書に記載又は添付すること。
- 12 14 の「集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者」については、常時モニタリング下に、塩酸ドパミン、塩酸ドブタミン、ミルリノン、アムリノン、塩酸オルブリノン、不整脈用剤又はニトログリセリン（いずれも注射薬に限る。）を投与されている先天性心疾患等の患者が対象となるものであり、循環管理の内容（モニタリングの内容、使用薬剤等）を診療報酬明細書に記載すること。